

住民監査請求（道路照明灯電気料金）の結果について

大阪市監査委員は、次のとおり、令和4年10月11日に提出された住民監査請求について、令和4年12月9日に請求人（4人）に監査結果を通知しました。（棄却、結果は同年同月8日決定）

1 請求の要旨

監査委員は、大阪市長に対し関西電力に支払う必要がない照明灯の電気代、約4722万円の損害賠償請求を行うこと勧告することを求める。

2 監査の結果（棄却）

本件請求について次のように判断した。

（1）本市に債権行使を怠る事実があるか

ア 不法行為による損害賠償請求権の存否

本件過払いは、関西電力株式会社（以下「関電」という。）の本市に対する電気料金の請求により生じているため、これが関電の本市に対する不法行為となるか検討する。

この点、貸金業者が借主に対し貸金の支払を請求し借主から弁済を受けた事案について、これが不法行為を構成するのは、債権者が、当該債権が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら、又は通常の債権者であれば容易にそのことを知り得たのに、あえてその請求をしたなど、その行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠く場合に限られるとした判例（平成21年9月4日最高裁判決）があり、本件過払いに係る請求行為について、同様の基準に照らして判断すべきであると考ええる。

本件において、関電からは、平穩に請求書及び明細書が送付、提供されていることが認められ、また関電は、契約に基づく適法な請求であったとの認識を有しており、債権の不存在を容易に知り得たにもかかわらずあえてこれを請求したといった事情があるとは認められないため、関電の請求行為に、社会通念に照らして著しく相当性を欠く事情があるとは認められない。

よって、本件過払いの原因となった関電の本市に対する請求行為は、本市に対する不法行為であるとは認められないと考える。

イ 不当利得返還請求権の存否

不当利得返還請求権は、受益者への財産的価値の移転に法律上の原因がなく、公平の理念から、その移転を正当なものとするだけの実質的な理由がない場合に成立すると考えられるところ、本件過払いについては、本市と関電の間の電気供給契約に基づく支払の形をとっているもので、まず、本件過払いに係る契約が支払時点で継続していたか検討する。

本件過払いに係る道路照明灯は、支払の時点で既に撤去されているが、道路照明灯の撤去に当たっては、照明設備の撤去前に関電からの引込線を撤去等する必要がある。照明設備までの引込線は関電の所有物であり、関電がその敷設撤去を行うとされていることに照らせば、本件に係る道路照明灯への引込線を本市受託事業者が無断で撤去したとは考えにくく、引込線は関電からの受託事業者等、関電側で撤去したものであるのが相当であり、関電側で需給を終了させるための処置を行いながら、契約の存続を主張するのは矛盾する。

この点について、関電は、本件に係る道路照明灯への電気供給の契約について、廃止通知の証拠がないので通知がなされていないと主張するようであるが、大部分の契約について、具体的な廃止日を指定した通知は本市受託事業者から電話など口頭で行われていると認められ、本件について廃止通知の文書等の証拠が残っていないとしても、特段不自然なことはなく、通常の廃止手続が行われたものとみることができる。

したがって、本市と関電の間の電気の供給契約は終了していると認められる。

また、本市からの電気料金の支払を正当なものとするだけの実質的な理由の有無について検討する。

本件過払いの大部分は、公衆街路灯A及び定額電灯という定額の契約であり、定額の契約は、実際の電気使用量とは無関係に電気料金が発生するものである。しかし、公衆街路灯について定額の契約となっている趣旨は、街路灯の消費電力量は、年間の日照時間と照明設備の電気容量でおおよそ定まり、都度検針しなくとも消費電力量に対する適切な対価を設定できるところにあり、定額であっても、電気料金

は、消費した電力量の対価であると考えるべきである。そうであるなら、電気設備が撤去され、供給地点での電気供給が恒常的にない状態になったときには、一切の反対給付の提供がなく、これに必要な設備もない状態となっているのであり、その場合に電気料金だけが発生し続けることについて、公平の観点からこれを正当と認める実質的な理由は見出しがたい。

よって、本市が不当利得返還請求権の主張を行うことには十分な理由があり、本市は徴収可能性のある不当利得返還請求権を有していると認められると考える。

ウ 現時点における債権行使を怠る事実の有無

債権が履行期にあるにもかかわらず、徴収手続を行っていないと怠っていると認められるところ、本件過払いを原因とする不当利得返還請求権は、各本件過払いの支払日から履行を求めることができるものである。

この点、本市は、令和4年11月15日付けで、2週間の期限を付して、道路照明灯等に関する電気料金の過払金全額の返還を求めるとともに、期限内に返還されない場合の法的手続を予告する内容の内容証明郵便による催告書を送付していると認められ、請求を行っているため、現時点では公金の徴収を怠る事実があるとは認められない。

(2) 職員に対する損害賠償請求の要否について

ア 本件過払いを行った本市職員

本件過払いは、撤去された道路照明灯に係る電気料金について、撤去後も関電が引き続き請求を行っていることについて、支出負担行為を行う職員や履行確認を行う職員がそのことに気づかずに出していたものであり、当該職員は、そのことについて故意又は重大な過失があるときには賠償責任を負うことになる。

関電の道路照明灯の電気料金の請求には内訳明細が添付されており、これを確認すれば撤去された道路照明灯に係る電気料金について請求されていることが分かるが、建設局は、契約の変更手続きを行うと、当然ながら契約に反映されているものと考えていたと説明しており、本件過払いの間、道路照明灯に係る電気料金の内訳明細の確認は、ほぼ行われていなかったものと認められる。

この点、支払事務のフローにおいて、あえて支払担当ではない道路公園設備担当が内訳明細データを受け取ることになっているのは、道路照明灯の管理部門である同担当において、明細の確認が期待されていたことの現れとも考えられる。しかしながら、9万件以上の契約について、毎月全件の照合は明らかに非現実的であり、新設、撤去など異動があったものだけに限っても、9万件以上の明細の中で適切に反映されていることを毎回全件確認することは容易なことではないと考えられる。

また、会計事務必携の記載等に鑑みると、公共料金の支払に当たっては、通常の契約に係る支払の場合ほど厳密な履行確認が求められていないとも見受けられる。このような運用の背景には、公共料金の請求主体である電気、ガス等の事業者は信頼性が高く、また件数が膨大で個別の厳密な履行確認が困難な場合があることがあるものと考えられる。

本件の様な事態が発生した以上、今後の取扱いについては検討が必要であるが、過去の道路照明灯に係る電気料金の内訳明細の確認がなされないまま支出されていたことについて、特定の職員に故意又は故意に過払いを行ったのに等しい著しい注意の欠如という重過失があったとは認められない。

よって、本件過払いを行った本市職員に、賠償責任を求めることはできないと考える。

イ 本件過払いを把握後、返還請求等を担当する本市職員

過払いに係る不当利得返還請求権の消滅時効は、過払いを行った日から進行するため、請求等による時効中断（時効の完成猶予及び更新）等が遅れば、その分時効消滅する額が増えることになる。本件では、令和4年7月22日に金額の算定が終了した旨報道発表を行っており、遅くともこの時点で請求が可能となったと思われるところ、催告書の発送まで、約4か月が経過している。これが催告に当たって合理的な期間を超えて遅滞していると認められるものであれば、債権の管理を行う本市職員の過失により、時効消滅する債権額を増加させたといえる。

この点、同日の報道発表で公表された金額は、過去の電気料金の変動率に基準時の電気料金を乗じて試算された概算値程度のものに過ぎず、法的措置を視野に入れての請求に用いることのできる精度のものであったとは認められない。金額を特定しない催告であれば、直ちに可能であったとも思われるが、そもそも請求金額を特定しない催告にどの程度の法的効果があるかは疑わしく、催告に必要な請求金額の特定に、一定の時間を要すること自体はやむを得ないものと考えられる。

そして、明細資料が現存する120カ月分について、約9万4千件の中から対象となる約200件の契約に係る支払額をピックアップする作業に加え、精査中に新たな二重払いという類型の過払いの存在が明らかに

なったことによる全件見直しなどの作業が生じたこともあり、これらの作業を行うには、相応の期間が必要であったと認められ、これに4か月を要したことが、合理的な期間を著しく逸脱したものであるとまではいえないと考える。

したがって、債権の存否等が明らかになって以降の請求行為が合理的な期間を著しく超え、債権管理を行う本市職員の過失により時効消滅する債権額を増加させたとまでは認められない。

よって、返還請求等を担当する本市職員に、賠償責任を求めることはできないと考える。

以上の判断により、本件請求には理由がない。